

# 工事施行成績評定上の契約不適合の取扱い

平成 18 年 3 月 31 日 建技第 828 号  
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、各  
部局長、各地方部局長あて農政部長、水産林務部  
長、建設部長

[沿革] 令和 2 年 7 月 22 日建管第 525 号改正

工事施行成績評定上の契約不適合の扱いについては、現在、工事施行成績評定基準に基づき、「一律減点 20 点」としているが、平成 18 年 4 月 1 日より、契約不適合の軽重に応じて下記のとおりに取り扱うこととする。

## 記

契約不適合の種類	契約不適合の状況	減点
軽微な契約不適合	本体に重要な影響はなく、部分的に発生したもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの	0 点
重要な契約不適合	本体に重要な影響を与えるもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの	20 点

## 別紙

### 工事施行成績評定上における契約不適合の定義

【軽微な契約不適合】 減点なし (修補、修補及び損害賠償) 請求の手続きを取ったもの

本体に重要な影響はなく部分的に発生した契約不適合

- 例1 転圧不足が原因で、路盤工工事において、路盤工本体に重要な影響はないが、路肩、法面の崩落等、部分的に発生した契約不適合
- 例2 温度管理が原因で、舗装工事、コンクリート工事において、本体に重要な影響がなく、部分的に発生したヘアークラック等の契約不適合

【重要な契約不適合】 -20点 (修補、修補及び損害賠償) 請求の手続きを取ったもの

契約の主目的に影響を与えるもの

- ① 品質、出来形が基準に満たなく、構造、安定計算をクリアできないもの
- ② 主たる材料、材質が不良なもの
- ③ 故意による契約不適合

- 例1 転圧不足が原因で、路盤工工事において、路盤工本体に重要な影響を及ぼした契約不適合
- 例2 温度管理が原因で、舗装工事、コンクリート工事において、本体に重要な影響を与えるクラック等の契約不適合

具体的事例 土工・構造物

- ・落橋防止装置のアンカーボルト長の不足
- ・橋台基礎の施工不良による側方移動
- ・防波堤等の基礎不良による著しい沈下
- ・コンクリート構造物の本体に影響を与えるクラック
- ・コンクリートの凍上による強度不足で本体に重要な影響を与えるもの
- ・路盤、舗装の施工不良による沈下で本体に重要な影響を与えるもの
- ・築堤の施工不良による強度不足で本体に重要な影響を与えるもの
- ・盛土の施工不良による構造物の沈下で本体に重要な影響を与えるもの
- ・薄層カラー舗装の樹脂モルタルの練混ぜ不良による橋面舗装の全面剥離
- ・ダムスのレイタンス処理不良による打継ぎ面からの漏水
- ・消波ブロックコンクリートのかぶり不足による鉄筋の露出

植生工

- ・植生の枯死、生育不良が概ね40%をこえるもの

故意によるもの

- ・防護柵支柱の故意による切断